

会 議 録

会議の名称	那珂川市個人情報保護審査会
開催日時	令和5年2月21日（火）13時30分から14時00分まで
開催場所	保健センター2階健康増進室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 （非公開の場合のみ）	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉副会長、菰田委員、山崎委員、磯辺委員 (2) 市 事務局：江頭事務局長、川村係長、白水 説明者：米澤事務局長、大熊係長（議会事務局）
傍聴人数 （公開の場合のみ）	0人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>議題</p> <p>＜那珂川市議会の個人情報の取扱いについて＞</p> <p>会 長：「1 那珂川市議会の個人情報の取扱いについて」説明者から説明をお願いする。</p> <p>説明者：個人情報の保護に関する法律の改正により、「現行の個人情報保護条例が廃止されること」「法の実施機関に議会が含まれないこと」「実施機関に含まれないが個人情報を適切に取り扱う責務があること」から、本市議会独自で条例を制定することになった。全国市議会議長会が作成した条例（例）にならい作成した。その条例（例）は、基本的に、個人情報の保護に関する法律の第5章行政機関等の義務等の各条に対応されるよう作成されており、執行部側と議会側の手続や個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるように作られている。行政委員会事務局が制定する「(仮称)那珂川市個人情報の保護に関する法律施行条例」を確認しながら、一部変更するなどの調整を行った。第45条に、議長は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、那珂川市個人情報保護審査会に諮問しなければならないと規定している。また、第50条に、議長は、個人情報の適性な取扱いの確保のため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、那珂川市個人情報保護審査会に諮問することができることと定めている。諮問する事例としては、第9条に定める安全管理措置に係る内容を想定しており、必要などときには那珂川市個人情報保護審査会の皆さまにお願いするところである。様式等を定めるため、現在「那珂川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程」を作成中であるが、これも、全国市議会議長会からの規程（例）にならい作成している。</p> <p>会 長：質問や意見等はあるか。</p> <p>《意見等なし》</p>	

会 長 : この条例はいつ審議にかけられて条例となるのか。

説明者 : 令和 5 年 3 月 23 日の本会議に提案し、議決されたら令和 5 年 4 月 1 日に施行
なる。

<個人情報保護に関する法律の改正について>

会 長 : 「(1) (仮称) 那珂川市個人情報保護法施行条例について 条例の名称について」
事務局から説明をお願いします。

事務局 : 本条例を 3 月議会に提出するにあたり那珂川市条例等検討委員会が開催され、名
称について再度、調査研究するよう意見が出された。理由としては、本条例の上
位法である「個人情報の保護に関する法律」に係る条例であるため、本条例名は
「那珂川市個人情報の保護に関する法律施行条例」とすべきではないかというも
のである。このことについて国の機関である個人情報保護委員会及び近隣市に確
認したところ個人情報保護委員会の回答は、「条例の名称に法的な決まりごとはな
い。市民に分かりやすいものであればよい」とのことであった。近隣市の回答は
「〇〇市個人情報の保護に関する法律施行条例」という名称である。これらを踏
まえ内部で検討した結果、本市の条例の名称は「那珂川市個人情報の保護に関す
る法律施行条例」とした。なお、「(仮称) 那珂川市個人情報保護法施行細則」に
ついても「那珂川市個人情報の保護に関する法律施行細則」に変更し、また文言
修正を一部変更した。

会 長 : 質問や意見等はあるか。

《意見等なし》

会 長 : 「(2) 個人情報の保護に関する法律について 個人情報の保護に関する法律第 69
条第 2 項第 4 号について」事務局から説明をお願いします。

事務局 : 前回の持ち帰り案件で、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 4 号につ
て本人が意思表示を行うことが困難な場合に本人の生命、身体又は財産を保護す
るために情報を開示する際の窓口での事実確認の方法についてであるが、回答の
前に 1 点、訂正する。前回の那珂川市個人情報保護審査会において、本事案は個
人情報の保護に関する法律第 76 条の開示請求に係るものであるとの説明をした
が、正しくは個人情報の保護に関する法律第 69 条の利用及び提供の制限に係るも
のである。それでは、本人が意思表示を行うことが困難な場合に本人の生命、身
体又は財産を保護するために情報を開示する際の窓口での事実確認の方法につ
いて回答する。個人情報保護委員会に確認したところ、「事実確認の方法については、
各自自治体においてご判断願います。なお、その都度、個人情報保護委員会に確認
いただければ必要な情報の提供又は技術的な助言をすることができます」とのこ
とであった。また、個人情報取扱事業者が意図的に虚偽の情報を示して個人情報
を取得した場合には、「個人情報保護委員会に勧告及び命令を行う権限があるた
め、個人情報保護委員会に情報提供をいただくことになる」とのことであった。
この勧告及び命令に個人も含まれているか否かについては、「個人は、個人情報取

扱事業者に該当しないため含まれない」とのことであった。以上のことを踏まえ、このような事案が生じた際の対応については、筑紫地区の担当と連携しながら、調査研究を行いたい。

会 長 : 質問や意見等はあるか。

《意見等はなし》

会 長 : 本日の議題については以上であるが、他に何かあるか。今後、那珂川市個人情報保護審査会は、実質的にやることは何もないということか。

事務局 : 来年度は、個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（案）を事務局で作るので、その内容の審議に1回もしくは2回程度は開催する予定である。

会 長 : 他になければ、以上をもって那珂川市個人情報保護審査会を終了する。